

平成24年度 第25回 役員会議事要旨

日 時 平成25年2月13日(水) 10時28分～11時57分

場 所 学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 岩本理事, 宮崎理事, 緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事, 向井監事, 後藤学長室長

○学長から, 平成24年度第22回, 第23回及び第24回役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 協議事項 】

(1) 佐賀大学経済学部の改組に伴う関係規則等の一部改正について

学長から, 本件は, 佐賀大学経済学部の改組に伴い, 関係規則等について所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで, 総務課長から, 本改組に伴う本学の基本規則及び教員組織規則の改正内容について説明があり, 協議の結果了承され, 直近の教育研究評議会及び次回役員会で審議することとなった。

(2) 佐賀大学学則の一部改正について

学長から, 本件は, 経済学部の改組, 医学部医学科の1年次及び2年次の在学年限の見直し及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関する条文の整備に伴い, 所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで, 教務課長から, 佐賀大学学則のうち, 学部, 在学年限及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修の条項並びに教員の免許状の種類に関する表の改正内容について説明があり, 協議の結果了承され, 直近の教育研究評議会及び次回役員会で審議することとなった。

また, 学長から, 収容定員の記載方法について質疑があり, 事務局から改組後の完成時の収容定員である旨の説明があった。

(3) 佐賀大学学士課程における教育の質保証に関する方針(案)及び佐賀大学大学院課程における教育の質保証に関する方針(案)について

学長から, 本件は, 佐賀大学における教育の内部質保証体制の整備を図るため, 教育の質保証の方針を定めるものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、佐賀大学学士課程における教育の質保証に関する方針（案）及び佐賀大学大学院課程における教育の質保証に関する方針（案）について、その制定の概要及び審議経過について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び次回役員会で審議することとなった。

(4) 佐賀大学教養教育科目履修規程の全部改正について

学長から、本件は、平成25年4月1日から全学教育機構による教養教育が実施されることに伴い、佐賀大学教養教育科目履修規程の全部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、改正の概要及び審議経過について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び次回役員会で審議することとなった。

(5) 佐賀大学学部間共通教育科目履修規程の制定について

学長から、本件は、平成25年4月1日から全学教育機構による教養教育が実施されることに伴い、同機構が開設する学部間共通教育科目の履修等について必要な事項を定めるため、この規程を制定するものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、全学教育機構が開設する学部間共通教育科目の3区分について、その内容や本規程により修得した単位を卒業に必要な単位数に参入できる単位数等の詳細な説明及び審議経過の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び次回役員会で審議することとなった。

(6) 佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程の一部改正について

学長から、本件は、平成25年4月1日から全学教育機構による教養教育が実施されることに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、改正の概要及び審議経過について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び次回役員会で審議することとなった。

(7) その他

特になし。

【 報告事項 】

(1) 平成24年度法令遵守実施状況等について

総務課長から、本件について、「法令遵守のための実施サイクル」を基に、その流れについて説明があり、今回は、部局ごとに計画された平成24年度

実施計画の実施状況及び点検結果について報告するものである旨の説明があった。また、計画の実施状況は、一部の部局を除き、ほぼ実施されており、今後、平成25年度の実施計画の提出を各部局に依頼し、取りまとめたものを役員会において審議いただく予定である旨の説明があった。

(2) 平成24年度政府補正予算案（佐賀大学関係）について

財務課長から、本件について、平成25年1月15日に閣議決定されたもので、1月22日開催の役員会で報告済の事業に、今回、追加の伝達があったものである旨の説明があった。次いで、給与改定臨時特例法に基づく国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額（751,643千円）及びその削減の考え方の説明があり、平成24年度補正予算（第1号）における対象予定事業等について、すでに報告済みの経済対策対象予定事業4件（約6億円）並びに平成24年度国立大学法人等施設整備実施予定事業4件に加え、今回、復興関連事業対象予定事業として、新たに追加予定となった4件（約6億円）について報告があった。また、本件の内容は国会審議中である旨の補足説明があった。

(3) 平成25年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金予定額（政府案）等の概要について

財務課長から、本件について、昨年度比6億14百万円（5.73%）の減で、100億96百万円の予定額である旨及び主な増減要因、国立大学改革強化推進補助金及び大学教育研究基盤強化促進費の説明、また、運営費交付金対象事業主要事項一覧の採択状況等について報告があった。

次いで、企画管理課長から、平成25年度国立大学法人等施設整備実施予定事業<当初予算>、平成24年度補正予算（第1号）、平成25年度当初予算<復興関連事業>について、その概要と採択事業の内訳の説明があった。また、平成25年度施設整備事項により事業一覧の説明があり、工事が多く発生することについて安全確保に努める旨の発言があった。

さらに、本件は2月中旬に国会提出後、5月頃に決定予定である旨の補足説明があった。

(4) 平成24年度就職内定状況について（2月1日現在）

就職支援課長から、本件について、対前年度同時期比の学部で、1.6ポイント増、大学院で1.4ポイント増、総計で1.4ポイント増となっている旨、また、各学部別の就職内定状況について説明があった。さらに、学生の就職先を把握するための方策として、卒業証書の授与の際に確認するなどの工夫について報告があり、各学部等において、更なる就職内定状況の把握に協力いただきたい旨の依頼があった。

学長から、本データの報道機関への提供は、役員会の議を経て行うこととなっており、翌朝の新聞報道に間に合うよう、本会議後本日中に提供しては

どうかとの提案があった。

- (5) その他
特になし。

【 その他 】

- ・ 本会議中に学長から質問のあった学生の定員超過の扱いについて、総務課長から、平成20年2月14日付け19文科高第715号「国立大学の学部における定員超過の抑制について」を基に説明があり、大学教育の質の保証の一環として、適正な教育環境を保持する観点から、運営費交付金に定員超過を抑制する仕組みが導入され、平成20年度から実施されていること、その適用区分、また学部ごとの定員超過率が110%以上の場合、運営費交付金のうち、110%以上の入学者数及び在学者数の授業料収入相当額の全額を、運営費交付金債務のまま収益化できない扱いとし、当該運営費交付金債務を翌事業年度以降へ繰り越し、中期目標期間終了時に国庫納付すること等の説明があった。また、定員超過率算定における留意事項として、シラバス作成の有無が影響すること、また、本学の平成22年5月1日現在の試算額について説明があった。
- ・ 総務課長から、関係者に対し、2月14日（金）9時から開催される美術館起工式への出席依頼があった。

以 上